

コミュニティセンター（栄本町）使用のきまり

ご利用に際しては、以下の「きまり」を守られ、お互いが気持ち良く利用できるよう、施設環境の保持にご留意ください。

1・利用者の範囲

利用できる方は、池田市民に限ります。

有料使用の場合は、市内、市外を問いません。

2・利用時間（準備・後片付け・掃除の時間も含む）

利用時間は次の6区分です。（学習室の利用は午後9時まで）

- | | |
|----------------|----------------|
| ①午前9時～午前10時30分 | ②午前10時30分～午後0時 |
| ③午後1時～午後3時 | ④午後3時～午後5時 |
| ⑤午後6時～午後8時 | ⑥午後8時～午後10時 |

3. 休館日

休館日は次のとおりです。ただし、都合により変更や臨時休館とすることがあります。

- ①月曜日
- ②年末、年始（12月28日から翌年1月4日まで）

4. 申込手続き

- (1) センター1階にある受付に備えてある「使用許可申請書」に必要事項を記入してください。

**有料使用の場合は、受付より納入通知書を受け取り、
使用日の前日までに最寄りの金融機関で使用料を納付してください。**

- (2) 申し込みは、利用日の2か月前からです。

有料使用の場合は、原則として1か月前からの受付となります。

- (3) 受付時間は、午前9時から午後5時までです。電話ではお申し込みいただけません。（午後0時～午後1時及び休館日を除く）
- (4) 定期的、継続的な使用については、申し込み期間内で4回分まで受付けます。ただし、この場合の使用料の納付期限については、**最初の使用日の前日まで**となります。

5. 使用承認

- (1) 使用承認は申込順とします。
- (2) 使用目的、使用責任者等が明確でないときなど、即座に承認できない場合は、後日に連絡します。
- (3) 使用を取り消す場合は、すみやかに申し出てください。

有料使用の場合は、既納の使用料は原則として還付しません。

6. 使用方法

- (1) 使用責任者は、使用許可書を受付に提示し入室してください。

有料使用の場合は、使用許可書と使用料の領収書(コピー可)を提示してください。

- (2) 退出の際は、使用備品などをもとの位置に戻し、清掃を行い、火のもとを確認し、退出してください。
以上のこととは、利用時間内に行ってください。
また、利用報告書を受付へ提出してください。

7. 無料使用と有料使用の区分

- (1) 無料使用

無料で使用できる場合は次のとおりです。 (減免申請必要)

- ①学習室の使用 (団体の使用は不可)
- ②自治会、町内会、及びその内部組織である老人、婦人、こども会等の使用
- ③社会教育団体、社会福祉団体、ボランティア団体等の会議、集会などの使用
- ④各種団体によるボランティア活動の一環として使用
- ⑤各種団体による、市等の公共団体の共催あるいは後援を受けている事業などに
関連する使用
- ⑥官公庁の使用
- ⑦市長が特に必要と認めた使用
- ⑧池田市公益活動登録団体による登録の趣旨に沿った活動
- ⑨池田市子育て自主サークルによる登録の趣旨に沿った活動

- (2) **有料使用**

使用料が必要な利用は次のとおりです。なお、使用料の額は《別表1》に掲載しています。

- ①社会教育団体、社会福祉団体、同好会等の《別表2》に掲げる目的による使用
- ②商工団体、労働団体等の使用
- ③企業等の使用
- ④営利活動のための使用 (販売行為を伴うものは不可)

8. 有料使用許可の取消

次の場合には、有料使用の許可を取消します。

- ①池田市立コミュニティセンター条例並びに池田市立コミュニティセンター条例施行規則に違反したとき。
- ②使用許可に付した条件に違反したとき。
- ③虚偽、その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- ④その他、市長が不適当と認めるとき。

9. 使用上の注意

使用者は、次の事項を必ず守ってください。守れないときは、以後の使用を禁止することがあります。

- ①使用時間を厳守すること。
- ②音響機器等で他の使用者の迷惑にならないこと。
- ③乳幼児の入館には保護者が同伴すること。
- ④火気を用いる際には、十分注意すること。
- ⑤使用備品や器具はもとの位置に戻し、清掃を行なうこと。（ゴミはできるだけ使用者において持ち帰ってください。）
- ⑥不法駐車をしないこと。（センターには駐車場がありません）

10. 禁止事項

次の行為や利用形態は、条例等で禁止していますので遵守してください。

- ①アルコール類の持ち込み、仕出しを伴うような飲食、宴会
(ただし、管理運営委員会が特別に必要と認めた場合は除く)
- ②冠婚、葬祭
- ③販売行為
- ④公益、風俗、秩序、環境を乱すおそれのある行為及び活動
- ⑤各室の独占（継続）使用
(ただし、管理運営委員会が特別に必要と認めた場合は除く)
- ⑥管楽器の使用
- ⑦床等を傷つけるものの使用（ヒール靴を使ったダンス等）

《別表1》池田市立コミュニティセンター使用料

使用料及び使 用時間帯		使用料(円)					
		午前		午後		夜間	
		9時～ 10時30分	10時30分～ 12時	1時～3時	3時～5時	6時～ 8時	8時～10時
1階	休養室	750	750	1,000	1,000	1,000	1,000
2階	大会議室	1,100	1,100	1,500	1,500	1,500	1,500
3階	軽運動室	750	750	1,000	1,000	1,000	1,000
	会議室	150	150	200	200	200	200
	料理実習室	450	450	600	600	600	600
4階	講習室	450	450	600	600	600	600
	和室	300	300	400	400	400	400
	会議室	150	150	200	200	200	200

備考 市外居住者が使用するときは、当該使用区分に係る基本料金の5割を加算する。

《別表2》 趣味・娯楽関係使用例

区分		用途
文化	学芸	絵画、写真、彫刻、版画、書道、手芸、工芸等
	音楽	コーラス、カラオケ、謡曲、詩吟、民謡等
	舞踊	日本舞踊、民踊、バレエ、ダンス等
	演劇	演劇、人形劇等
	文芸	短歌、俳諧等
	茶華道	茶道、華道等
	その他	囲碁教室、将棋教室、園芸、かるた、奇術等
スポーツ		体操、ヨガ等
生活・科学		編物、和裁、洋裁、着付、料理、健康教室等
能力開発		語学、珠算、幼児教室、母親教室等